

PARK INFORMATION

群馬県警戒レベル「2（全県）」継続 社会経済活動再開に向けたガイドラインの更新

令和4年12月1日（木）付の第97回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂が行われました。

－改訂の概要－

- (1) 警戒レベルについて、0～4の5段階から1～4の4段階への見直し
- (2) 警戒レベル移行の判断基準の「客観的な数値」については、国の分科会や対策本部の基準に準じて、警戒レベル4の数値指標として病床利用率／重症病床利用率80%以上を追記
- (3) 国が示した社会経済活動の状況に関する事象については、必要に応じて関係団体等を通じて情報収集することを記載。あわせて、対応方針の選択肢として「医療ひっ迫防止対策強化宣言、医療非常事態宣言」を記載

下記は警戒レベル1から変更ありませんが、感染防止対策を前提でのご利用に引き続きご協力をお願いします。

【公園利用者の皆様へ】

- ・公園利用（散策等）については、感染防止対策を行って頂いた上でご利用できます。
- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請についてのホームページをご確認下さい。参考）群馬県ホームページ⇒ <https://www.pref.gunma.jp/site/covid19/8736.html>
- ・マスク着用有無については、令和4年5月20日付での厚生労働省リーフレットをご確認下さい。参考）厚生労働省リーフレットデータ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>

【運動施設の個人利用・団体利用の皆様へ】

- ・「県立敷島公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル」の内容を遵守頂きます。必ず別途マニュアルをご一読下さい。
- ・個人利用の申請時にて各個人に記入頂いていた「健康状態申告書」の提出は不要です。
- ・ただし、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の積極的な活用について、要請を継続します。

【運動施設の独占利用＝イベント・行催事・大会等の主催者様へ】

- ・「県立敷島公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル」の内容を遵守頂きます。必ず別途マニュアルをご一読下さい。
- ・会議や大会を含むイベント等の開催では、主催者様が開催に係る感染症対策を行って頂きます。
- ・必ずしも「健康状態申告書」の提出を義務づけることではありませんが、主催者様にて参加選手、大会運営の役員及び関係者、観戦に来る保護者及び一般者の連絡先の把握や症状の把握は行って頂きます。（群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」にて「発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限」、「来訪者の連絡先等を把握する（イベント開催の際には徹底すること）」旨記載有）

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV
Tel. 027-234-9338 (10:00～16:00) 担当：岡田

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

本ガイドラインは、県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むための指針です。

今後も、このガイドラインに基づき感染拡大防止と社会経済活動とのバランスをとりながらWithコロナを目指していくこととします。

1 基本的な考え方

- 医療提供体制の強化を進め、その逼迫を回避しながら、できる限り社会経済活動を継続させるため、ガイドラインに基づき県内の感染状況を評価し、行動制限等の緩和・強化を実施します。
- 警戒レベル1の状況を維持することを目指しますが、新たな変異株やクラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒レベルの引き上げや要請の強化を行います。

2 ガイドラインの構成

- 警戒レベル
県内の感染状況や一般医療の状況を踏まえ4段階（1～4）で設定します。
※警戒レベルは、全市町村で同一となる場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ、市町村単位で異なる場合があります。
- 対応方針
各警戒レベルにおける一般医療の状況や県の対応方針を示しています。
- 判断基準
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。
基準は、政府の「新レベル分類」と県の病床確保計画等とのバランスを取り、県の実態に合ったものとししました。
- 想定される要請
各警戒レベルにおいて想定される要請内容を示しています。
※想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容とは異なる場合があります。
- 警戒レベル変更のルール
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒レベルを決定します。
※感染が落ち着いている場合（警戒レベル1）は、感染状況を関係部局においてモニタリングおよび情報共有することで、2週間の単位を超えて評価・決定できるものとし
ます。
※感染状況の悪化等の理由で警戒レベルを上げる場合には2週間を待たずに迅速に評価・判断します。

3 施行日

令和2年5月15日（金）策定
令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）
（令和3年2月19日（金）市町村警戒度取扱変更）

令和3年12月2日（木）改訂
令和4年10月12日（水）改訂

令和4年12月1日（木）改訂

※県内・近隣都県の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

各警戒レベルにおける対応方針

警戒レベル	一般医療の状況	対応方針
1 維持すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> 一般医療が安定的に確保 コロナ医療も対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底 業種別ガイドラインの遵守
2 警戒を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> 一般医療及びコロナ医療へ負荷発生 医療が必要な人に適切な対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い場所の回避などの実施 人流や人と人との接触機会の削減
3 対策を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> コロナ医療への対応のため、一般医療を相当程度制限 医療が必要な人に適切な対応不可 	<ul style="list-style-type: none"> 「強い対策」の実施（まん延防止等重点措置及び緊急事態措置など） ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の継続や停止を検討
4 避けたいレベル	<ul style="list-style-type: none"> 一般医療は大きく制限 コロナ医療も対応不可 	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な更なる行動制限の実施 更なる一般医療の制限

各警戒レベルにおける一般医療の状況や対応方針を示しています。

警戒レベル「1」は安定的に一般医療が確保され、コロナ医療にも対応できている状況です。感染防止対策を徹底することにより、県民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限は行わない方針です。

警戒レベル「2」は一般医療及びコロナ医療への負荷が生じはじめますが、病床数を段階的に増加させることで、必要な人に適切な対応が出来ている状況です。県民の皆様には感染リスクの高い場所を回避することなどを実施します。

警戒レベル「3」は一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ医療への対応ができず、医療が必要な人に適切な対応ができなくなる状況です。まん延防止等重点措置及び緊急事態措置などを実施し、県民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限を行います（必要に応じて医療ひっ迫防止対策強化宣言、更に医療負荷が増大する場合は医療非常事態宣言を検討）。また、ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の継続や停止を検討します。

警戒レベル「4」は一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない状況です。機動的な更なる行動制限を実施します。

＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (/)	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 (床中)	レベル1 0～30%未満 レベル2 30～50% レベル3 50%超 レベル4 80%超 ※重症病室使用率はレベル3以上で適用	● %	■ %
	(2)重症病床使用率 (床中)		● %	■ %
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 人 重症 人	中等症Ⅱ 人 重症 人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	● 人	■ 人
	(2)今週先週比	1.0以上が10日間継続	● 日間継続	日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

レベル移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

客観的な数値は、医療を逼迫させないという観点をより重視し、医療提供体制の状況として2項目（病床使用率、重症病床使用率）とレベル引下げ時の参考項目（重症者数、中等症者数）、また参考のために感染の状況として2項目（新規感染者数、今週先週比）を設定しました。

これらの項目により、医療逼迫状況と県内の感染状況を判断します。

医療提供体制の状況は、国の分科会提言及び対策本部決定に基づき、基準を設定しています。

なお、レベルは全市町村統一で設定する場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ市町村単位で設定する場合があります。

＜警戒レベル移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
医療提供体制の状況	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。
	一般医療への影響	治療の先延ばしによる悪影響をモニターする。
	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	外来医療の状況	診療検査外来の逼迫状況を確認する。
(参考) 感染状況	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。

レベル移行の判断において、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況を判断要素として取り入れています。

医療提供体制の状況を重視しつつ、東京都や近隣県の感染状況等も考慮し、県内の状況を判断していきます。

なお、社会経済活動の状況に関する事象については、必要に応じて関係団体等を通じて情報収集します。

各警戒レベルにおいて想定される要請

警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校	
1	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染防止対策の徹底 ➢ 新しい生活様式の実践 ➢ ワクチン接種の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い開催 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染防止対策の徹底 ➢ 業種別ガイドラインの遵守 ➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨 ➢ テレワーク、時差出勤の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染防止対策の徹底 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意 ➢ 県外移動は十分注意 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 感染防止安全計画の策定 又は チェックリストの策定・公表 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨 ➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意 	(可能な限り通常登校 必要な範囲で学級閉鎖等)	
3	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染リスクの高い場所への外出・移動自粛 ※ ➢ 県外移動は自粛 ※ ➢ 5人以上の会食回避 ※ 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※ ➢ 酒類提供の制限 ※ ➢ 高齢者施設や病院等での直接面会の制限 		(可能な限り通常登校 必要な範囲で学級閉鎖等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5人以上の会食回避 ※ 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ イベントの中止・延期 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 休業や施設の使用停止 ➢ 酒類・カラオケ設備提供の制限 ※ 	
注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある					

各警戒レベルにおいて想定される要請内容を例示しています。

警戒レベル1では、感染防止対策の徹底、業種別ガイドラインの遵守などを要請します。

警戒レベル2では、警戒レベル1の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や県外移動は十分注意することなどを要請します。

警戒レベル3では、警戒レベル2の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や移動の自粛、営業時間短縮や高齢者施設等での直接面会の制限などを要請します。

警戒レベル4では、警戒レベル3の要請に加え、イベントの中止・延期等の更なる行動制限を要請します。

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある

注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある